

## 今後の農業資材審議会農薬分科会の運営について

農業資材審議会農薬分科会（以下「分科会」という。）の運営については、「農薬の登録、変更登録等に係る農業資材審議会の審議の進め方」（平成30年9月14日分科会決定、令和元年11月6日改正。以下「審議会の審議の進め方」という。）において、農林水産大臣から農業資材審議会の意見を聴かれた場合には、まず農薬原体部会、農薬使用者安全評価部会及び農薬蜜蜂影響評価部会（以下「各部会」という。）において、それぞれが所掌する分野について専門的な審議を非公開で行った後、それらの審議結果について分科会において公開で議論し、農業資材審議会の意見として農林水産大臣に答申することとしている。

これまで、「農薬取締法の一部を改正する法律」（平成30年法律第53号。以下「改正法」という。）第2条の施行日（令和2年4月1日）より前になされている農薬の登録の申請及び同日より前に登録されている農薬の変更登録の申請については、改正法に基づく農薬使用者や蜜蜂への影響評価は行わず、分科会においては農薬原体部会の結果（原体規格の設定）について審議を行っていたところである。

今般、改正法第2条の施行日以降になされた農薬の登録の申請があり、改正法に基づく農薬使用者や蜜蜂への影響評価を行う必要があることから、令和3年11月、農薬使用者安全評価部会及び農薬蜜蜂影響評価部会において個別の農薬の審議が開始された。また、今後は、改正法により新たに導入された農薬の再評価について、各部会における審議が必要となる見込みである。このため、農薬の登録、変更登録及び再評価に際して、農林水産大臣から農業資材審議会の意見を聴かれた場合の 절차를明確化するとともに、分科会及び各部会の審議において、より一層の透明性向上を図るため、審議会の審議の進め方等の見直しを検討する。

### 1 分科会における諮問内容の確認について

現行の審議会の審議の進め方では、個別農薬の登録、変更登録及び再評価においては、各部会の審議を経て、分科会の審議を公開で行うこととされているが、農林水産大臣から諮問がなされた時点では、これを受けてどの部会で審議を行うか等、分科会で認識を共有する場は設けていなかった。

今後は、農林水産大臣からの諮問を受けた場合、その直後の分科会において諮問内容（諮問日、審議する農薬の概要等）の報告を事務局から行い、諮問内容に基づいて審議すべき部会を確認し、その後適切な部会において審議することとしてはどうか。

### 2 部会の議事録について

現行の審議会の審議の進め方では、個別農薬の審議に係る部会においては、知的財産として保護すべき資料を用いて審議が行われていることから非公開

で開催し、議事要旨のみ公開する一方、議事録については公開しないこととしている。

今後は、審議内容をより一層透明化するため、議事要旨を公開する従前の取組に加え、議事録についても、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある部分を除き、公開することとしてはどうか。

また、部会の議事録の公開に際しては、暫定的に発言者氏名を除いた議事録を公開し、さらに当該農薬の部会審議結果が分科会で報告及び審議された後、発言者氏名を含む議事録を公開することとしてはどうか。

改正案については、別紙のとおり。

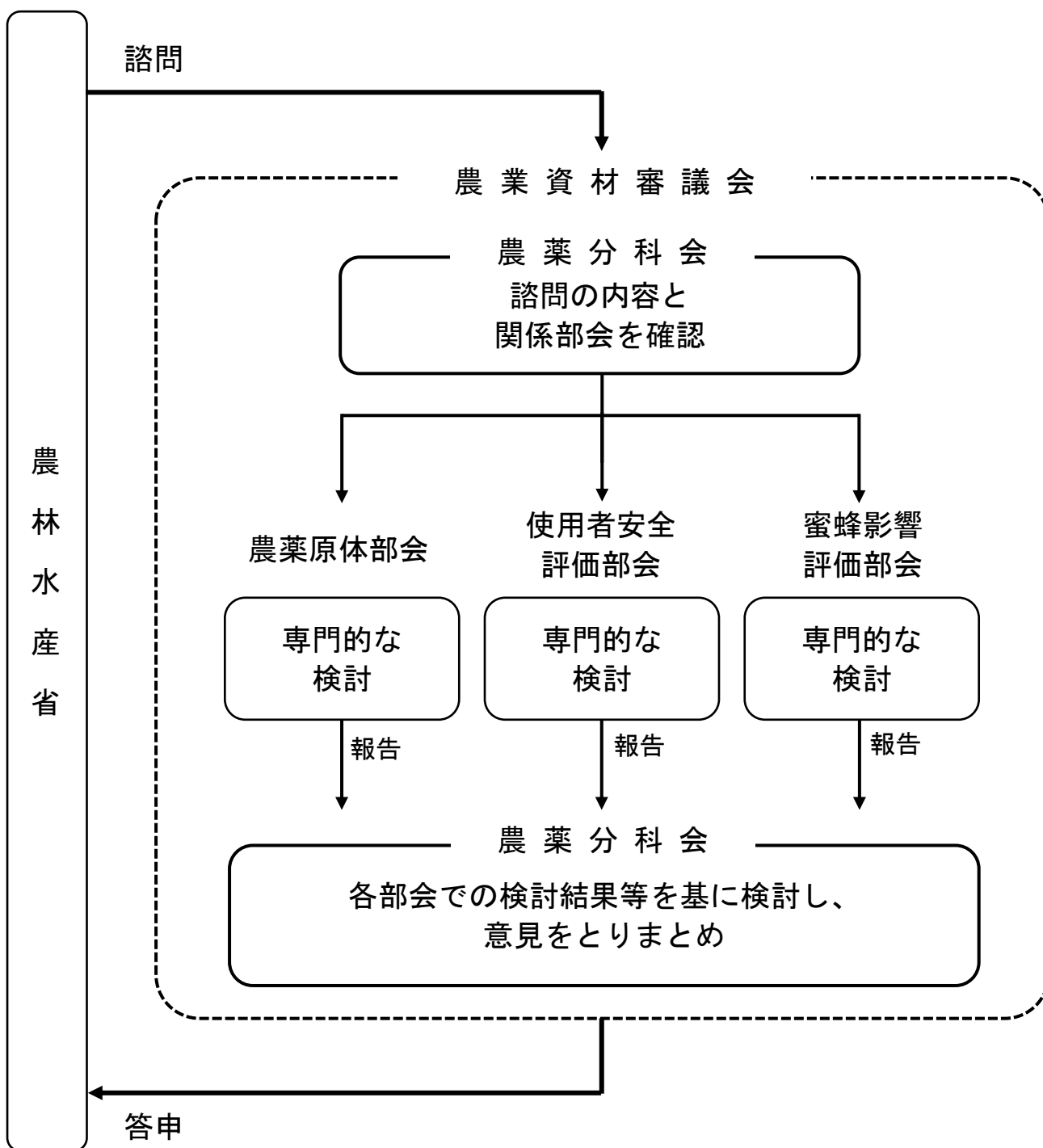
平成 30 年 9 月 14 日決定  
令和元年 11 月 6 日改正  
令和 3 年 12 月 24 日改正  
農業資材審議会農薬分科会

## 農薬の登録、変更登録等に係る農業資材審議会の審議の進め方

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、農薬（外国製造農薬を含む。）の登録、変更の登録及び再評価に際して、農林水産大臣から農業資材審議会の意見を聴かれた場合の審議の進め方については、以下のとおりとする。

- 1 農林水産大臣からの諮問を受けて、農薬分科会において諮問の内容について報告を受けた後、以下の事項について、各部会において審議を行う。  
なお、部会での審議は、申請者の知的財産である各種試験成績を取り扱うため、非公開で行う。
  - 農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度（原体規格の設定）に関する事項
  - 農薬使用者暴露許容量その他農薬使用者への影響評価に関する事項
  - 蜜蜂の蜂群への影響その他農薬の蜜蜂への影響評価に関する事項
- 2 各部会における審議結果は、農薬分科会に報告する。
- 3 農薬分科会において、各部会による審議結果等を基に公開で議論し、その結果を農薬分科会の意見とする。
- 4 農業資材審議会令（平成 12 年政令第 288 号）第 5 条第 6 項により、農薬分科会の議決をもって審議会の議決とすることができることから、その結果を農業資材審議会の意見として農林水産大臣に答申する。

(参考)



## 農薬蜜蜂影響評価部会の審議資料等の取扱いについて

一般に、いわゆる審議会等は、国の政策上重要な事項について、学識経験を有する者等の合議による意見を求めるために設置されるものであり、審議結果を踏まえた政策決定が広く国民に受容されるためには、会議や議事録の公開を通じて、検討過程の透明性を確保することが原則である。ただし、会議、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合には、その全部又は一部を非公開とすることができることとされており（「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成 11 年 4 月 27 日閣議決定）、農業資材審議会においてもこれに準じたルールを定めている（農業資材審議会議事規則第 3 条及び第 4 条）。

農薬は、病害虫による農作物の被害を防ぎ、国民一人一人に十分な農産物を供給するために必要な資材であるが、同時に、食品となり得る農産物に直接散布され、環境中に放出されるものであるため、消費者や農薬使用者等に悪影響を及ぼすおそれがある。このため、農薬の登録に当たっては、多岐にわたる試験成績の提出を求め、その毒性を明らかにした上で、人の健康への悪影響が生じないように、使用方法や使用上の注意事項を定めている。

本部会で審議される農薬の蜜蜂への影響評価は、適正に使用された農薬によって生ずるおそれのある蜜蜂への影響の大きさを評価するものであり、十分な科学的根拠に基づいて審査されることが、安全な食品の安定的な供給という公共の利益に資することとなる。

一方、農薬の蜜蜂への影響評価の検討には、申請者の知的財産でもある各種の試験成績が必要であり、審議会の原則に従い公開すれば、悪意のある第三者に自己の利益のために利用されるおそれがある。

したがって、競合相手への科学データの漏洩を懸念することなく申請者から十分な情報が提供されるようにするとともに、申請者の知的財産権の侵害を防止するため、各種資料を厳格に管理する必要がある。また、これらの資料に基づき作成される評価書等の二次資料や、これらの資料を用いて行われる審議についても、同様の対応が必要と考えられる。

これによって、本部会における審議の円滑化が図られ、適正な農薬の蜜蜂への影響評価を通じ安全な食品の安定的な供給に資するという上記の目的が達成されることとなる。

なお、欧米においても、同様の考え方により、これらの情報は第三者の知るところとならないよう、厳格に管理されている。

具体的には、本部会における審議資料その他の情報の取扱いは、以下のとおりとする。

## 1 審議資料

農薬蜜蜂影響評価部会において用いられる審議資料には、

- (1) 蜜蜂に対する毒性試験の成績等、登録申請時に農薬取締法第3条第1項の規定に基づき申請者が提出した資料のうち農薬の蜜蜂への影響評価に必要なものの写し
- (2) 食品安全委員会による当該農薬の評価書又は意見募集中の評価書案
- (3) 蜜蜂の蜂群への影響その他農薬の蜜蜂への影響評価に関連する試験成績を総括した評価書案

等が含まれ得るが、そのうち(1)(3)を非公表とし、部会の委員による転記・複製を禁じ、審議終了後には事務局が資料を回収する。

## 2 議事内容

本部会においては、上述のとおり知的財産として保護すべき資料を用いて審議が行われることから、審議の詳細が第三者の知るところとなれば、当該資料の内容を類推することが可能となり、当該申請者に著しい不利益をもたらすこととなる。このため、農業資材審議会議事規則第8条の規定に基づき準用される第3条第2項、第4条第1項及び第2項の規定に基づき、部会長は、本部会において個別の農薬について蜜蜂への影響評価が行われる場合は、その議事を非公開とする。また、議事録及び議事要旨を一般の閲覧に供するものとする。

議事録は、公開することにより、特定の個人若しくは団体に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある部分を除くものとし、また、議事録の公開に際しては、暫定的に発言者氏名を除いた議事録を公開し、さらに当該農薬の部会審議結果が分科会で報告及び審議された後、発言者氏名を含む議事録を公開するものとする。

議事要旨には、蜜蜂の蜂群への影響その他農薬の蜜蜂への影響評価の結果及び根拠を簡潔に記載するものとする。

## 3 部会の審議を通じて知り得た情報

委員は、本部会の審議を通じて知り得た情報については、審議会資料等として書面にまとめられたものであるか否かを問わず、部会の委員又は事務局以外の者へ提供したり、公にしてはならないものとする。